

国際海事機関（IMO）第11回人的因子訓練当直小委員会の結果概要

1. STCW条約の包括的見直し

（1）背景

EU加盟国、豪州、カナダ、フィリピン、シンガポール、国際海運会議所（ICS）及び国際海事大学連合（IAMU）が、共同でSTCW条約の包括的な見直し及び改正に関する新たな作業計画を第104回海上安全委員会（MSC 104）に提案したことを受け、当該委員会において当該作業計画が承認され、2023年2月に開催された前々回会合（HTW 9）より審議が開始されました。

前回会合（HTW 10）においては、包括的見直しの対象分野のリストの最終化、包括的見直しの方法論の草案作成、ロードマップ案に合意しました。

（2）審議結果

今次会合では、昨年10月に開催されたSTCW条約の包括的見直しに関する第1回会期間中間作業部会（ISWG-STCW 1）^{※1}での審議も踏まえ、本条約の中で見直すべき検討項目について審議が行われました。その結果、「資格証明におけるシミュレータ訓練のあり方」や「バラスト水処理装置に対応する能力基準」をはじめ、約500項目に及ぶ検討項目が選定され、これらに関し今後具体的な改正作業を進めることについて合意しました。

また、検討の第1段階として、STCW条約附属書の第2章（船長及び甲板部に関する資格要件）及び第3章（機関部に関する資格要件）に関しては、各国に対して検討項目に沿った具体的な改正案を次回会合（HTW 12）に提出することが求められました。加えて、HTW 12の会合直後に会期間中間作業部会（ISWG-STCW 2）を開催することについて、MSC 110に承認を得ることで合意しました。

さらに、STCW条約に基づく独立評価とIMO加盟国監査（IMSAS）の制度の在り方に関する見直しについては、会期間通信作業部会（CG）^{※2}を設置して審議することに合意しました。

また、ロードマップの見直しを審議した結果、次表に示すロードマップのとおり、3つの段階に分けて改正作業を行うこと、2031年又は2032年の改正条約案採択を目指すことについて合意しました。

- ※1 各会合の間に特定の課題に関する審議を行う部会
 ※2 各国担当者により電子メールで行われる作業グループ

2026年春（HTW 12）	○第1段階 STCW条約附属書第2章（船長及び甲板部に関する資格要件）及び第3章（機関部に関する資格要件）の改正案について検討
2027年春（HTW 13）	○第1段階 STCW条約附属書第2章及び第3章の改正案及び独立評価とIMSASの在り方に関する新たな制度案の最終化

2028 年春 (HTW 14)	○第 2 段階 STCW 条約附属書第 1 章（一般規定）、第 4 章（無線通信士に関する資格要件）及び第 6 章（非常事態や医療等に関する訓練要件）の改正案について検討
2029 年春 (HTW 15)	○第 2 段階 STCW 条約附属書第 1 章、第 4 章及び第 6 章の改正案について最終化
2030 年春 (HTW 16)	○第 3 段階 STCW 条約附属書第 5 章（特定の船舶の乗組員に対する訓練要件）、第 7 章（選択的資格証明）及び第 8 章（当直に関する基準）の改正案について検討
2031 年春 (HTW 17)	○第 3 段階 STCW 条約附属書第 5 章、第 7 章及び第 8 章の改正案の最終化
2031 年夏 (MSC 119)	改正条約案の承認
2031 年又は 2032 年	改正条約案の採択

2. 代替燃料や新技術を用いる船舶の乗組員に対するガイドラインの策定

(1) 背景

2024 年 2 月に開催された HTW 10 において、代替燃料を使用する船舶の乗組員に対する訓練規定の策定に関する作業は、STCW 条約の包括的見直しに関する作業とは別に行うことを合意しました。この結果を受けて、今次会合より、新規議題として「温室効果ガス (GHG) 削減に向けた代替燃料や新技術を導入する上で必要となる安全規則の策定」が設置され、代替燃料や新技術を用いる船舶の乗組員に対する国際的なガイドライン策定に向けた検討を開始することとなりました。

(2) 審議結果

今次会合では、ガイドラインの構成について審議が行われ、全ての代替燃料や新技術を包含する共通ガイドラインと、個別の燃料や技術ごとの要件を定めるガイドラインの両方について検討することを合意しました。この合意を受け、まずは共通ガイドラインの検討が行われ、今次会合で最終化されました。なお、このガイドライン案は、承認手続きのため上部委員会である MSC 110（今年 6 月開催予定）に上程されます。

また、個別の燃料や技術ごとの要件を定めるガイドラインについては、IMO の別の小委員会である貨物運送小委員会において審議されている安全ガイドラインの策定順で審議が行われることとなりました。今次会合では、個別燃料のガイドラインとして、メタノール・エタノールに関して審議が開始されたものの最終化には至らず、引き続き CG を設置し、策

定作業を進めることになりました。

最終化された共通ガイドラインの概要は次の通りです。

代替燃料や新技術を用いる船舶の乗組員に対する共通ガイドラインの概要

- 本ガイドラインの位置づけは、代替燃料や新技術を使用する船舶の乗組員に対する共通の訓練要件についてまとめたものである。
- 全ての船員は、STCW 条約附属書第 I/14 規則に規定されているとおり、船舶において任務を割り当てられる前に、自己の特定の任務並びに通常又は非常の際の任務に関する船舶における全ての配置、設備、装置、手順及び船舶の特徴に精通していること。
- 船員は、関連するリスク及び緊急時の手順に関する適切な訓練を受けること。
- 船舶の燃料及び装置の管理や使用又は緊急時の対応に関する特定の安全のための任務に責任を有する船員は、主に以下の能力に関する基本的な訓練を受けること。
 - ✓ 船舶の安全な運航に貢献すること
 - ✓ 危険防止のための措置を講じること
 - ✓ 職業上の健康と安全のための措置及び対策の適用
 - ✓ 船舶における消火作業の実施
 - ✓ 非常事態への対応
 - ✓ 船舶における燃料の流出による環境汚染防止のための措置を講じること
- 船長、機関部職員その他燃料及び装置の管理及び使用につき直接の責任を有する船員は、主に以下の能力に関する高度な訓練を受けること。
 - ✓ 船舶における燃料の物理的及び化学的特性や装置の特性について精通していること
 - ✓ 船舶の推進プラント、機関システム及び業務並びに安全装置に関連する燃料及び装置の制御操作
 - ✓ 船舶で使用される燃料及び装置に関するあらゆる作業を安全に遂行し監視できること
 - ✓ 船舶での安全な燃料補給、貯蔵及び保全に関する計画と監視
 - ✓ 環境汚染防止のための措置を講じること
 - ✓ 法的要件遵守の監視及び管理
 - ✓ 危険防止のための措置を講じること
 - ✓ 船舶における職業上の健康と安全のための措置及び対策の適用
 - ✓ 船舶の防火、火災制御、消火及び鎮火に関するシステムの知識を持つこと
- 燃料や装置に関連する緊急時に対する訓練を定期的実施すること。

3. その他

日本代表団の一員である（一財）海技振興センターの職員により、同センターが外国人船員向けに作成した、ハラスメントやいじめ防止のためのビデオ教育教材を紹介するプレゼンテーションを行いました。プレゼンテーションには、各国から多くの参加者が集まり、高い関心が示されました。

（ビデオ教育教材の視聴 URL）

<https://www.maritime-forum.jp/category/en-news/>

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLYjqAWy-G5ukMr6-Mol5x7zyk733mzBPn>



日本代表団によるプレゼンテーションの様子